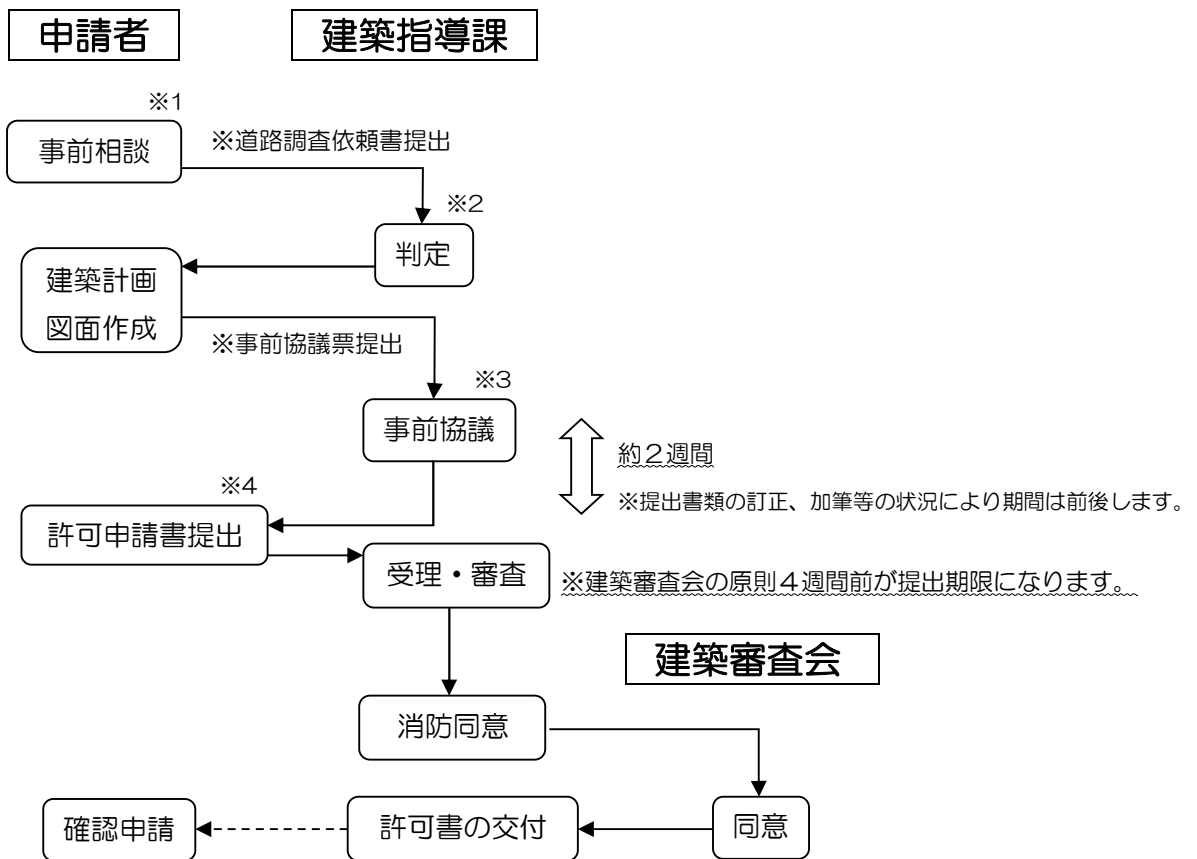


建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の許可申請手続き

1. 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の許可とは

建築基準法（以下「法」という。）第 43 条では、建築物の敷地は、法第 42 条に基づく道路（自動車専用道路等は除く。）に 2m 以上接しなければならないと規定されています。一方で、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、特例としてこの規定を満たしていなくても建築することが可能となる許可制度が設けられています。

2. 手続きフロー図



3. 手続き説明

1. 事前相談 ※1

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可の適用については、道路調査依頼書に下記の資

料を添えて提出してください。申請については建築基準法における建築行為を行おうとする場合のみ対象となります。土地の売買の場合、対象外となります。

その他必要に応じて添付する書類については、道路調査依頼書提出後、担当から個別に提出の依頼をお願いします。

判定については市で調査等を行ったうえで回答いたします。

道路調査依頼書に添付する資料

- 1/2500 都市計画図
- 公図の写し（転写年月日明記）
- 調査依頼の道路の現況図（門扉、擁壁、建築物の位置、幅員及び延長距離等）
- 写真（調査依頼の道路及び周辺）
- その他必要に応じて添付する書類
 - 調査依頼道路の登記事項証明書
 - 調査依頼道路に接する土地及び建物の登記事項証明書
 - 協定書
 - 敷地測量図
 - その他

2. 判定 ※2

判定が終わりましたら電話にてご連絡しますので、必ず建築指導課窓口にお越しいただき判定結果をご確認ください。（電話では判定結果が正しく伝わらない場合がありますので、電話での判定結果の回答は行っておりません。）

判定事項

- 法第 43 条第 2 項第 2 号適用の可否
- 法第 43 条第 2 項第 2 号の許可を受ける場合の前提条件

注意 この判定結果は、浦安市の法第 43 条第 2 項第 2 号の適用方針を示したものです。許可を受けるためには建築審査会の同意が必要であり、建築審査会の審議結果により上記の判定を満たす許可申請であっても許可を受けることができない場合や、判定結果以外の条件が付される場合があります。

3. 事前協議 ※3

法第 43 条第 2 項第 2 号の適用の可能性があると判断された場合、判定結果の適用方針に従って計画を進め事前協議票を提出してください。これは、許可申請の提出に先立ちその内容について事前協議を行うものであり、正式な許可申請の受付ではありません。

事前協議から許可申請提出までにかかる期間は、約 2 週間です。ただし、提出書類の訂正・加筆等により期間は前後します。

浦安市狭あい道路拡幅整備事業、景観条例、浦安市宅地開発事業等に関する条例等
その他協議が必要な場合は別途担当課と協議を行い、許可申請書提出前に協議を締結
してください。

事前協議票に添付する書類

(※添付する書類は確認申請に添付する書類と同様の図面にしてください。)

- 1/2500 都市計画図
- 配置図 避難安全上有効な道（空地）等から法第 42 条に定義される道路までの状況を記載
してください。
- 各階平面図 許可申請に提出予定の平面図を提出してください。
- 立面図 避難安全上有効な道（空地）等を道路とみなした道路斜線を記入してください。2
面以上記載し、最高高さ及び軒の高さの記入してください。高度地区に指定されて
いる場合は、高度斜線を記入してください。
- 求積図 敷地と建物の求積図を提出してください。
- 協定書 私道の場合は必ず必要となります。協定書がある場合は、協定書一式のコピーを提
出してください。協定書の内容について再度確認をします。内容によっては協定書
の取り直し、追加資料等の提出が必要な場合もあります。協定書がない場合は、協
定書を作成する必要があります。協定書内容及び協定書に添付する書類について
は建築指導課にてご相談ください。
- 敷地測量図 協定書を提出する場合は必要になります。
- その他必要な資料

4. 許可申請書提出 ※4

事前協議票の提出をし、提出書類の訂正・加筆等の確認を行った後、許可申請書
を提出してください。建築審査会開催日の原則 4 週間前が提出期限になりますが、
提出時期については事前協議の際に担当から説明します。事前協議が行われていな
い許可申請書は受付できません。

許可申請書は、建築基準法施行規則に定められた様式に関係図書を A 4 版に折り
込んで添付し、消防同意分を含み、正副副の 3 部を提出してください。許可手数料
は 33,000 円/件となります。

許可申請書添付図書

- 1/2500 都市計画図

- 公図の写し
- 配置図
- 各階平面図
- 立面図
- 求積図
- 委任状
- 協定書（該当する場合）
- 敷地測量図（該当する場合）
- 写真
- その他必要な資料